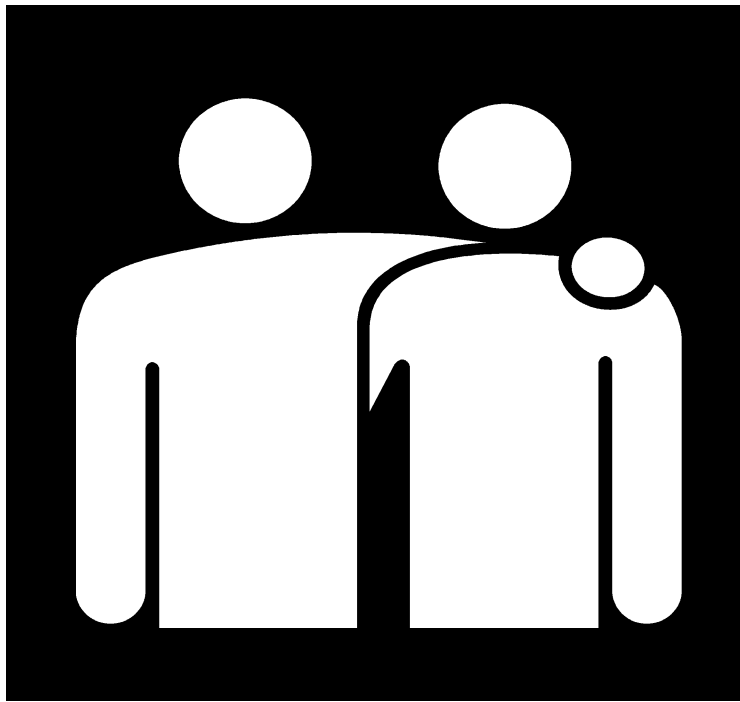


2022年度

いじめ防止基本方針

～いじめ対応マニュアル～



話す勇気
とめる勇気

認める勇気
やめる勇気

東金市立東金中学校

はじめに

- | | | |
|---|-------------------------------|------------|
| 1 | いじめの防止 | P1 |
| | (1) いじめの定義 | (3) 留意点 |
| | (2) 基本的な考え方 | (4) いじめの理解 |
| 2 | いじめ防止のための措置 | P3 |
| | (1) いじめについての共通理解 | |
| | (2) いじめに向かわない態度・能力の育成 | |
| | (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 | |
| | (4) 自己有用感や自己肯定感を育む | |
| | (5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む。 | |
| 3 | いじめの早期発見 | P4 |
| | (1) 基本的な考え方 | |
| | (2) 早期発見のための措置 | |
| 4 | いじめへの対処 | P6 |
| | (1) 基本的な考え方 | |
| | (2) いじめの発見・通報を受けた場合の対応 | |
| | (3) いじめられた(被害)生徒及びその保護者への支援 | |
| | (4) いじめた(加害)生徒への指導及びその保護者への助言 | |
| | (5) いじめが起きた集団への働きかけ | |
| | (6) いじめの解決とは | |
| | (7) ネット上のいじめへの対応 | |
| 5 | 重大事態への対応 | P9 |
| | (1) 重大事態とは | |
| | (2) 重大事態の報告, 調査等 | |
| 6 | その他の留意事項 | P10 |
| | (1) 組織的な指導体制 | |
| | (2) いじめ防止に関する年間の取組 | |
| | (3) 学年ごとの主な取組 | |
| | (4) 教職員研修の充実 | |
| | (5) 学校評価と教員評価 | |
| | (6) 家庭や地域との連携 | |

はじめに

東金中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）」及び「千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年4月1日施行）」、「千葉県いじめ防止基本方針（平成29年11月15日 最終改定）」の趣旨、基本理念等を踏まえ策定する。

1 いじめの防止

（1）いじめの定義

児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等との一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）定義に基づくいじめの判断

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- ③本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- ④いじめの認知は特定の職員のみならず、「本校のいじめ対策委員会」を活用して行う。
- ⑤「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す事を理解した上で対応する。
- ⑥「物理的な影響」とは、身体的な影響の他金品をたかられたり、嫌なことを無理やりされたりすることなどを意味することを理解した上で対応する。
けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかの判断をする。
- ⑦インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合も、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。
- ⑧具体的ないじめの態様
 - ・ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 留意点

いじめを意図して行った行為ではなく、また継続して行われた行為でも、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

(4) いじめの理解

- ①「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。」
- ②「いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」
- ③「『暴力を伴わないいじめ』であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。」
- ④「学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、『観衆』や『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにする。」

特定の「荒れた学校」や「問題のある学年」に固有のものではなく、ほとんどの児童生徒がいじめの被害者にも加害者にもなりうるということが調査データによって確認されている事実をしっかりと認識し、「集団全体にいじめを容認しない雰囲気」を醸成するには、児童生徒への働きかけに加えて、教職員の姿勢が大きな影響を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得る問題を重く受け止める。

(5) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が共通理解をもって取り組む。

①いじめ防止の基本

生徒が、いじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取り組みを通じて「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組みを通じて、児童生徒を心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、その他いじめの予防のための対策として法教育の視点からの人権問題や、他者をいじめることにより発生する責任などについての具体的な指導を推進する。

周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりや学校づくりを行う。

②いじめの早期発見

日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の状況などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

2 いじめ防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議などで周知を図り、平素からすべての教職員の共通理解を図っていく。
- ② 生徒に対して、全校集会や学級活動などで、管理職や学級担任等が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を作り学校全体に醸成していく。(いじめゼロ集会 6月17日 生徒会)
- ③ 「いじめゼロ」ポスターなどを掲示して、常日頃から生徒と教職員が、いじめとは何かについて、具体的な認識を共有する手段とする。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進を図ることにより、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いに人格を尊重する態度を養う。
- ② 「ソーシャルスキル・トレーニング」や「ピア・サポート」などの手法を取り入れ、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることなども踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- ② 学級や学年、部活動等の人間関係を教職員が的確に把握し、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ③ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談するなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも重要である。

※指導上の注意事項

- ▼ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることにならないよう、指導のあり方には、細心の注意を払う。
(例：×「いじめられる側にも問題がある」などの認識や発言等)
- ▼ 発達障害等について適切に理解した上で、生徒に対する指導にあたる。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

- ① 自己有用感を育むために、生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供する。
- ② 自己肯定感を育むために、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に教育活動の中に設ける。

(5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む。

- ① 生徒会等による「いじめ撲滅キャンペーンや相談箱の設置」など、生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題に対し主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

※指導上の注意事項

熱心さのあまり、教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったりすることのないよう、生徒がその活動の意義をきちんと理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役に徹するよう心がける。

- ② 下記の具体的な「いじめ」の態様については生徒に理解できるよう学ぶ機会を設ける。
 - 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団により無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提であり、定期的なアンケート調査や教育相談等により積極的にいじめの兆候を捉えにいく取り組みと、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に整備する。

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。

- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめの兆候を軽視したりすることなく、積極的に認知する。

※指導上の注意事項

- ▼ 日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。
- ▼ 指導に困難を抱える学級等では、暴力をふるう生徒の集団内で行われるいじめ等や、特定の生徒の集団内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすいことを認知しておく。

(2) 早期発見のための措置

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

いじめアンケート 4月（教育相談と併用） 7月 11月
教育相談・相談アンケート 9月 1月

※指導上の注意事項

▼ アンケートは、記名・無記名どちらでも選択でき、安心していじめを訴えられるよう工夫し、学期ごとなど節目で生徒の生活や人間関係の状況が把握できるよう年度当初に適切に計画を立て、面談等に役立てる。

▼ アンケートや教育相談は、教職員と生徒の信頼関係の上で初めていじめの訴えや発見があり得ること、アンケート、面談等の実施後に起きたいじめについては、把握しづらいことなどに留意し、日常的にいじめの発見に努める。

- ② 日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

～生徒会主催のいじめゼロ集会やキャンペーンを通して～

※指導上の注意事項

▼ 教職員が仕事に対する多忙さやイライラした態度を生徒に見せ続けることは避ける。また、生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

- ③ 保護者懇談会等を利用して、家庭用の「いじめチェックシート」などを活用し、家庭と連携していくことも有効な方法である。

- ④ 生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる学校体制を整備し、適切に機能しているかなど定期的に点検する。

- ⑤ 学校以外の相談機関や電話相談窓口など、学校・学年だより等を活用して周知していく。

学校以外の主な相談窓口

- ・ SNS相談（中・高校生）

「そっと悩みを相談してね ～SNS相談@ちば」

※期間限定：令和2年度は、4月20日～3月28日

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ・24時間子供SOSダイヤル | 0120(0)78310 |
| ・千葉県子どもと親のサポートセンター | 0120(415)446 |
| ・子どもの人権110番（千葉法務局内） | 0120(007)110 |
| ・ヤングテレホン（県警察少年センター） | 0120(783)497 |
| ・千葉いのちの電話（24時間） | 043(227)3900 |
| ・チャイルドライン千葉(16:00～21:00) | 0120(99)7777 |
| ・ライトハウスちば(火～日 10:00～17:00) | 043(420)8066 |

- ⑥ 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、生徒と教職員との間で行われる生活ノート等を活用して、交友関係や悩みを把握する。

※指導上の注意事項

▼ アンケートや教育相談、日常の観察等で得たいじめに関する情報は、教職員全体で共有し、協議しながら対処していく。また、個人情報については、対外的な取扱い等について、管理職と協議しながら慎重に進める。

4 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめを受けた児童生徒及び、いじめを受けた児童生徒をたすけようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であるということを認識し、徹底をする。

いじめを発見したり通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守るとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導し、再発防止を徹底する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、その生徒の社会性の向上、人格の成長に主眼を置いた指導に努める。

また、すべての教職員の共通理解のもと、当該保護者の協力を得て、市教育委員会や児童相談所、警察など関係機関と連携し対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けた場合の対応

- ① 遊びや悪ふざけでも、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、まずは当事者から事情を聞く。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、まずは真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持っていく。

※指導上の注意事項

▼ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

- ③ いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有し、その後は、この組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無について確認を行う。

【いじめ防止対策委員会組織図】

・ 校長	・ 生徒指導主事、主任
・ 副校長	・ 各学年生徒指導担当
・ 教頭	・ 養護教諭
・ 教務主任	・ スクールカウンセラー

【関係機関】

- ⇔ 市教育委員会
- ⇔ 市子ども課
- ⇔ スーパーバイザー(教育事務所)
- ⇔ 東上総児童相談所
- ⇔ 東金警察署

- ④ 事実確認の結果は、管理職が市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

※指導上の注意事項

▼ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導において十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、被害生徒を守り通すという観点から、市教育委員会と協議し、警察署と相談して対処する。

(3) いじめられた(被害)生徒及びその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、被害生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなどして、自尊感情を高めるように留意する。

※指導上の注意事項

- ▼ 当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。

- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。その際、被害生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、事態の状況に応じて他の教職員の協力のもと、当該被害生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保をする。

※指導上の注意事項

- ▼ 被害生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制を築くことも有効な手立てである。
- ▼ 被害生徒が、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室において指導することとしたり、状況によっては、スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。

- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行っていくとともに、事実確認のための聴き取りやアンケート調査等で判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた(加害)生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、「いじめ防止対策委員会」を迅速に招集し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

※指導上の注意事項

- ▼ 事実関係の聴取の際、被害生徒の話の内容を土台として、加害生徒に対する聴取を行い、話の内容に食い違いがみられた場合は、周りの生徒等からの聴取等も行うなど、慎重に取り扱う。

- ② 加害生徒の保護者に対しては、迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と家庭が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ③ 加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命や身体等を脅かす行為であること理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

※指導上の注意事項

▼ 加害生徒が抱える問題やいじめの背景にも目を向けるとともに、個人情報
の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていくなど、
当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

また、状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教
育的配慮のもと、特別の指導計画による措置等を行う場合もある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、たと
え、いじめを止めさせることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つこ
とが大切であることを指導する。
- ② はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめ
に加担する行為と同じであることを理解させる。
- ③ 学級など集団全体には、いじめの当該行為について集団全体で話し合うな
どして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行
き渡らせるようにする。

(6) いじめの解決とは

加害生徒による被害生徒に対しての謝罪のみで終わるものではなく、両者を
はじめとする他の生徒との関係修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団
が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断さ
れるものである。(※別紙「いじめ報告書」を作成し提出その後追跡調査)

また一時的な解決で留まることなく追跡調査を行い、被害生徒及び加害生徒
の状況や周囲の環境を観察し、最低6カ月の経過を追って、校内いじめ対策委
員会で解決の判断をする。

(7) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、市教育委員会と連携し、被害
の拡大を避けるため、「プロバイダ責任制限法」に基づき、情報発信の停止
を求めたり、情報を削除するよう求める。こうした措置を取るにあたり、必
要に応じて法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体等に重大な被害が生
じるおそれがある場合は、警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② パソコンや携帯電話を利用したいじめなどは、大人の目に触れにくく、発
見しにくいいため、適切な利用ができるよう「情報モラル」教育を授業の中
で取り上げ推進していく。
- ③ 学校だよりや家庭教育学級・保護者懇談会等を通して、保護者にもフィル
タリングの実施等「情報モラル」についての理解を求めていく。
- ④ インターネット上のいじめについては、「青少年ネット被害防止対策事業
(ネットパトロール)」等により情報収集を行い、各県立学校、私立学校、
市町村教育委員会等が連携して対応する必要があることを十分に認識して指
導にあたる。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより、生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた、あるいは生じる疑いがある時
 - ※自殺を企図した場合
 - ※心身に重大な障害を負った場合
 - ※金品等に重大な被害を被った場合
 - ※精神性の疾患を発症した場合などのケースであることを十分に認識する。

- ② いじめにより、生徒が長期の欠席を余儀なくされた時、またはその疑いがある時。(年間30日を目安とするがそれ以下であっても十分注意をする。)

- ③ 生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時
 - ※児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査等に当たる。
 - ※指導上の注意事項
 - ▼ 第一に被害者の安全確保とケアを実施する。

(2) 重大事態の報告、調査等

- ① 重大事態が発生した場合、学校のいじめ防止対策委員会がつかんでいる情報を速やかに市教育委員会に報告し、その後、文書により教育委員会を通じて、地方公共団体の長まで報告する。指導・助言のもと対応にあたる。
 - ※報告は法的に義務付けられている。

- ② 調査主体を学校とするのか、あるいは市の(教育委員会)「いじめ調査委員会」とするのかを決定し、対応する。
 - 具体例 教育委員会が主体…第三者により構成される組織
 - 学校が主体…学校のいじめ防止対策委員会に第三者を加えた組織

- ③ 調査にあたっては、被害者側に寄り添いながら対応することを第一とする。いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査の目的や内容、結果の公表の仕方などについて説明をし、十分に理解を得た上で進める。
 - 説明事項 ①調査の目的・目標 ②調査の主体
 - また県基本方針を踏まえるとともに、国基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。

- ④ 一連の対応について、時系列で詳細な記録を残す。
 - ※指導上の注意事項
 - ▼ 児童生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることから、調査前にその旨を調査対象者となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ① 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ② いじめがあった場合の円滑な組織的な対処ができるよう、平素からこれらの対応のあり方について、別添のチェックシート等を活用し、すべての教職員で共通理解を図っておく。

(2) いじめ防止に関する年間の取組

いじめ防止に関する教職員・生徒の取組は、次の表の通りである。

月	取組内容
4	★「いじめ防止強化月間」 ○いじめ防止基本方針についての共通理解を図る。 ○いじめ防止対策委員会①の開催 ○アンケート調査の実施（別紙：いじめ・教育相談併用アンケート）
5	○いじめ防止対策委員会②の開催 ○教育相談週間の実施 ○いじめ防止対策委員会③の開催 ◎情報モラル教育②（新入生対象）
6	○生徒会による全校「いじめゼロキャンペーン」の実施 （※いじめに対する学級ごとの標語作成と発表、いじめゼロ宣言の採択）
7	○いじめ防止対策委員会④の開催 ○学校評価①の実施 ○学期末三者面談の実施 ○アンケート調査の実施（別紙：いじめについてのアンケート）
8	○生徒指導に関する校内職員研修の実施
9	○学校運営懇談会① ○いじめ防止対策委員会⑤の開催 ○アンケート調査の実施（別紙：教育相談カード） ○教育相談週間の実施
10	○いじめ防止対策委員会⑥の開催
11	○アンケート調査の実施（別紙：いじめについてのアンケート） ○いじめ防止対策委員会⑦の開催
12	○いじめ防止対策委員会⑧の開催 ○学校評価②の実施 ○学期末三者面談の実施
1	○学校運営懇談会② ○いじめ防止対策委員会⑨の開催 ○アンケート調査の実施（別紙：教育相談カード） ○教育相談週間の実施
2	○いじめ防止対策委員会⑩の開催
3	○いじめ防止対策委員会⑪の開催 ◎情報モラル教育（次年度新入生保護者対象） ○次年度のいじめ防止基本方針の策定

(3) 映像教材による人権教室の実施

学年ごとの主な取組（※実施期日は、各学年で適切な時期を選定する。）

- ① 1 学年……情報モラル教室の実施（※関係機関との連携、保護者参加型）
- ② 2 学年……県教委の映像教材「いつのまに…」を活用した道徳授業の展開
- ③ 3 学年……映像教材による人権教室の実施

(4) 教職員研修の充実

- ① 年度当初に必ず「いじめ防止基本方針」についての共通理解を図り、教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化しないようにする。
- ② 夏季休業を利用して、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題についての校内研修を行うとともに、別添の「いじめ発見のチェックポイント」等を随時活用して、早期発見・早期対応ができるようにする。

(5) 学校評価と教員評価

- ① 学校評価において、いじめの問題を扱うに当たって、いじめの有無や多い・少ないのみを評価するのではなく、いじめの実態把握や具体的な取組状況、達成状況が評価されるように留意し、その評価結果を踏まえて改善に取り組んでいく。
- ② 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応などの対応状況を評価する。

(6) 家庭や地域との連携

- ① 学校だよりや保護者懇談会等を通して、「いじめ防止基本方針」に基づく、取組状況を知らせていく。また、別添のいじめに関する「家庭用チェックリスト」等を活用するなど、保護者への啓発を行う。
- ② 学校だより等を学校のホームページに随時アップしながら、地域住民の学校の教育活動に対する理解を得ていく。